

ミモザハウス 利用規約

年 月 日

株式会社 Salt

代表取締役 高谷千賀子

シェアハウスは一つの住宅を複数人で共有して暮らすものです。入居者間や近隣住民の方とのトラブル防止のために、下記の生活ルールを遵守していただきますようお願い申し上げます。

(清掃について)

- 第1条 共用部は入居者全員が利用する場所であるから、丁寧にそしてきれいに利用すること。
- 第2条 共用部のゴミ出しは、週替わりの当番制で行うこと。
- 第3条 専用部のゴミに関しては、各人で管理すること。
- 第4条 共用部の清掃は、週1回、運営者側で行うものとする。
- 第5条 専用部の清掃は、各人定期的に行うこと。

(騒音について)

- 第6条 隣の部屋と接していることが多いことから、迷惑になる騒音には注意すること。
- 第7条 深夜、早朝時の共用部の使用は、周りの方へ十分に配慮すること。
- 第8条 シェアキッチン部の換気扇は、他の入居者の方やご近所さんへの迷惑になりやすいので、十分に注意すること。
- 第9条 リモートワーク時は、イヤホンを使用の上、話し声は隣室に迷惑のかからないように注意すること。
- 第10条 コロナ禍に伴い、部屋での仕事が増えることもあるため、隣室などの多少の騒音にはご理解賜ります。

(秩序維持について)

- 第11条 共用部での私物の保管は、指定の場所のみで行うこと。
- 第12条 共用部の使用は他の入居者の方と譲り合うこと。
- 第13条 貴重品は自己責任で管理すること。外出時は必ず専用部は施錠すること。弊社は紛失に関して一切の責任を負いません。
- 第14条 共用部はキープクリーンを心がけてください。備品は所定の位置に随時戻し食器やフライパンなどキッチン用品は、随時洗浄し片付けること。

- 第15条 シェアハウス入口のカギは常時施錠すること。
- 第16条 来訪者がある場合は二日前までに運営者に連絡すること。
- 第17条 消耗品の不足等は、見つけ次第担当者に連絡すること。
- 第18条 シェアハウス利用者の早朝9時まで、夜間18時以降のシェアキッチン利用については、一週間当たり、一人一回とすること。

(禁止事項)

- 第19条 建物は全エリア土足厳禁とする。
- 第20条 建物内、敷地内ともに全エリア禁煙とする。
- 第21条 夜11時から朝6時までは洗濯機及び乾燥機の使用は禁止とする。
- 第22条 入居者以外の方の宿泊は禁止とする。
- 第23条 転貸借の契約を他者と独自で結ぶことは禁止とする。
- 第24条 ペットの飼育は禁止とする。
- 第25条 ビジネスや宗教の勧誘は種類問わず禁止とする。

(ペナルティ)

上記の内容に違反する行為をした場合、注意→勧告の順に助言し、改善がなされない場合は、退去していただくことがあります。

(この利用規約は随時更新することがあります。)

上記の内容をよく理解した上で、心地よくシェアハウスをご利用ください。

上記の利用規約に同意します。

署名

印